

国立大学法人京都大学入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和2年9月17日(木) 京都大学事務本部棟1階ミーティングルーム	
委員	委員長 金尾 伊織 (国立大学法人京都工芸繊維大学 教授) 委員 菊池 健太郎(公認会計士) 委員 山下 信子(弁護士)	
審議対象期間	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	1件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	3件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回答
<p>議事に先立ち、出席者の紹介、財務担当理事の挨拶</p> <p>【前回の委員会での議論等を通じて問題提起された事柄について、京都大学側より報告】 （※印は前回の意見等）</p> <p>※設計業務に関して、資料にどの工事の分の設計業務か、わかるように記載していただきたい。</p> <p>本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について（報告）</p> <p>【京都大学側より、平成31年4月から令和2年3月に契約した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約方式ごとに説明・報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計・コンサルティング業務について、プロポーザル方式の契約方式の各型の決定方法は何か。 ・プロポーザル方式の契約方式の標準型とは何か。 <p>建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>【京都大学側より、委員会による抽出経緯の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より、資料に記載した。 ・プロポーザル方式の各型については、金額により決定している。WT0（6千8百万円以上）は公募型、5千万円以上WT0未満は簡易公募型、5千万円未満は簡易公募型（拡大）となる。 ・予定価格にかかわらず、あらかじめ選定した複数の設計業者に技術提案書の提出を求める必要がある場合に採用するものである。

別紙

意見・質問	回答
<p>【抽出案件の審議】</p> <p><u>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く）</u> ○京都大学（南部）基幹・環境整備（ブロック塀等対策）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不落後、一般的に最低価格にて入札のあった業者と随意契約の協議をすることとしているようであるが、入札金額にあまり差がない場合でも、最低価格の入札業者とのみ協議を行うことにしているのか。 ・合見積りのようなことはしていないのか。 ・最低価格の入札業者とのみ協議を行うことについての妥当性を検討していただきたい。 ・再公告をしなかった理由は何か。 ・5者入札は多いと考えられるのか。 ・辞退理由はいつ確認するのか。 ・ブロック塀の改修について、本工事の対象となった基準は何か。すべてのブロック塀について改修の対象としたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、最低価格にて入札のあった業者と協議をしている。協議が不成立となった場合は、次の業者と交渉することとなる。 ・現状はしていない。 ・承知した。 ・地震によるブロック塀の安全性が求められる中で、危険なブロック塀等を改修する工事であり、緊急性および事業の性質上、再公告する時間的余裕がなかったためである。 ・工事内容にもよるが、ごく一般的であると考えられる。 ・辞退届をすぐに提出してもらい、確認している。 ・法令で定められた基準を満たしているか確認のうえ、緊急性が高いものとして国から認められ予算化されたものであり、それに従って行った工事である。

別紙

意見・質問	回答
<p>○京都大学（犬山）基幹・環境整備（排水設備等）工事</p> <p>・再公告案件であるが、再々公告をせず不落随契とした理由は何か。</p> <p>・今後、随意契約理由書に緊急性があった旨の記載をしてほしい。</p> <p><u>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事）</u> ○京都大学（医病）中央診療棟等改修電気設備工事</p> <p>・不落後に予定価格を下回る見積金額が提出された経緯は。</p> <p>・乖離の大きかった設備について、公告で最低限必要な機能や条件を明記することはできないのか。</p> <p><u>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く）</u> ○京都大学（医病）外来診療棟電力貯蔵設備改修工事</p> <p>・資格通知の際に、簡易型の採点結果(点数)を開示しているのか。</p>	<p>・過去の入札参加業者や近隣業者に入札参加についてヒアリングしたところ、不落随契の相手方のみ受注可能との回答であった。 また、本工事は屋外排水改修工事であり、雨季に屋外のサル放飼場が冠水し、その排水が民地に流入する事態が生じており、緊急性を有していたため、不落随契としたものである。</p> <p>・承知した。</p> <p>・入札者の内訳書と積算基準に則った本学の予定価格を比較し、乖離の大きい設備があったため、認識のずれを合わせた。</p> <p>・メーカーを特定するような表現はできないが、機能や条件を明記することはできる。</p> <p>・点数までは開示しておらず、資格の有無のみ通知している。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>・申請者2者、うち1者が辞退したことについて、工事内容が特殊なものであったのか。</p> <p>・発注時期が原因で参加業者が少なかったのか。</p> <p>・本工事は病院での工事であり、季節性に特段関わらないのではないかと。季節性を外すとより参加業者が増えたかとも考えられるのか。</p>	<p>・特殊な工事ではなく、ごく一般的な工事であると考え。不参加業者にヒアリングしたところ、別の工事を受注しており、配置予定技術者がいなかった等であった。</p> <p>・電気設備工事に限ると、停電を要する工事の場合、空調を使用する夏季は施工を回避せざるを得ず、停電しやすい時期（秋季）になる。ほかの発注先も同じ状況になりうるので参加業者が少なかったと考える。</p> <p>・そのとおりである。</p>
<p>建設工事：随意契約方式 ○京都大学（医病）総合高度先端医療病棟（Ⅱ期）・i P S等臨床試験センター棟等新営に伴う積貞棟等改修エレベーター工事</p> <p>・エレベーター改修が随契でしか発注できないことについて、当初新営工事で安価で受注し、ランニングコストで利益を得ているのではないかと考えることもできるのではないかと。</p> <p>・ランニングコスト削減についての方策は何かあるのか。</p>	<p>・エレベーターについては、メーカーにより規格が決まっており、建物新営工事において受注した業者がどのエレベーターを入れるかということを決定することとなる。 契約手続上は単独随契とはなるが、適正な予定価格を作成することにより、契約額の高止まりを防ぐことは可能と考える。</p> <p>・近年は、メーカー以外でも維持管理ができるようになってきている。それにより競争を促進しランニングコストを削減できるとも考えられる。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>設計・コンサルティング業務：簡易公募型プロポーザル方式 ○京都大学（中央他）ライフライン再生（電気設備）設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式は、技術提案で1位となった者のみから見積書を徴取するのか。 ・技術提案であり差がない場合、技術提案と金額とで総合的に決定することはできないのか。 <p>その他 【京都大学側より、今回の審議対象期間においては再苦情の申立て及び同審議依頼はなかったことを報告、令和3年4月からの委員について、金尾委員長、菊池委員及び山下委員について引き続き委員再任のお願い、次回開催予定などの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>【京都大学施設部長より挨拶】</p> <p>終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 ・現状はできない。 文部科学省から価格を含めた総合評価落札方式の導入について連絡があり、本学においても今後導入を検討することとしている。